

随意契約理由書

| | |
|--|---------------------------------------|
| 件名 | 中央(脇浜町他)配水管取替工事 |
| 契約の相手方 | 株式会社 西原組 |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施工令第21条の14第1項8号に該当 |
| 随意契約の理由 | |
| <p>・本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和元年7月26日、10月11日に入札中止となった工事である。</p> <p>本工事は経年化した水道管路を耐震管に更新するものであり、本工事が遅延することで、赤水による水質悪化や漏水による断水が発生するなど市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>随意契約の請負人について、まずは工事場所である中央区の土木一般工事登録業者で水道工事の実績がある事業者を優先して契約交渉を行ったが、技術者の手配ができない等の理由で合意には至らなかった。</p> <p>そこで、水道工事の実績がある市内地元業者を対象を広げて順次交渉を行っていったところ、上記請負人と合意に至った。以上の理由から、速やかな現場着手を図るため、上記請負人と随意契約をおこなうものとする。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 水道局事業部配水課管路設計係 大上 淳也 (電話番号 322-5900) |